

後援名義使用申請に関する手続きについて

(道路室所管関係)

1 後援名義の使用承認を受けようとする場合は、事業実施日の1箇月前までに、次に掲げる書類を道路室の所管グループに提出してください。

ただし、当該事業の広報のため、チラシ等広報媒体に後援名義を受けた旨を明記する場合等においては、広報媒体作成の1箇月前までに書類を提出してください。

- (1) 後援名義使用承認申請書(様式1)
- (2) 申請団体の規則、会則、規約、定款、寄附行為等に関する書類
(団体等の存在、基礎等を証する書類)
- (3) 申請団体の概要(様式1-2)及びその他沿革、組織、活動実績等を明らかにする書類
- (4) 事業計画書等
(企画書、開催要領、プログラム、チラシ等その他事業の概要が分かるもの)
- (5) 収支予算書
- (6) その他、大阪府が添付を求める書類

2 書類等を審査のうえ、申請のあった事業が本府道路行政の施策に寄与すると認められる場合、後援名義使用承認書(様式2)を交付します。

なお、承認に当たっては、原則として次の条件を付します。

(1) 団体等について

後援名義を使用しようとする行事を主催する団体等の存在が明確で、府からの連絡が容易に取れる状況にあり、かつ行事執行体制が十分であると判断できる場合であって、次の各号に該当すること。

- ① 政治又は宗教に係わるものでないこと。
- ② 暴力団員(条例第2条2号に規定する暴力団員をいう)又は暴力団密接関係者(条例第2条4号に規定する暴力団密接関係者をいう)でないこと。

(2) 行事の目的

行事の目的が本府道路行政の施策に寄与すること。

(3) 行事内容

次の各号に該当する行事であって、後援名義の使用承認を行うことが適当と認めるものであること。

- ① 公益性があり、本府道路行政の向上に寄与するもの。
- ② 政治的又は宗教的な普及・宣伝に利用されていないものであること。
- ③ 営利目的でないこと。
- ④ 暴力団(条例第2条1号に規定する暴力団をいう)の利益になり、又

はそのおそれがあると認められないこと。

(4) その他

次の各号に該当すること。

- ① 入場料、参加料を徴収する場合は、参加者に過度の負担とならない額であること。
 - ② 金品の寄附、援助又は行事参加等の強要が行われないこと。
 - ③ 過去に後援名義使用承認条件に違反したことがないこと。
- 3 承認後、申請内容が承認基準を満たさないことが明らかになった場合、又は承認に附した条件に違反した場合、承認を取り消すことがあります。
(後援名義使用承認取消書(様式3)を送付します。)
- 4 承認後に止むを得ない理由により、承認を受けた事業の内容を変更する必要がある場合は、変更する前に速やかに後援名義使用承認事業の変更申請書(様式4)を提出してください(変更書類申請書には変更に係る部分について、1の(5)・(6)の書類、その他、変更概要が分かる資料を添付。)
書類等を審査のうえ、これを大阪府が承認する場合は、後援名義使用変更承認書(様式5)を交付します。
- 5 事業終了後1箇月以内に、次の書類を添えて道路室所管グループまで実施状況、収支報告等について報告してください。
なお、事業報告書の提出がない場合、同団体が主催する別事業や次年度以降の同事業に対する後援名義の使用申請は、承認をしないこととする場合があります。
- (1) 後援名義使用事業報告書(様式6)
 - (2) 実施に際して配布し又は掲示したプログラム、ポスター、チラシ等実施内容を示す書類
 - (3) 収支決算書
 - (4) 写真(事業開催状況(事業名が確認できるもの))
- 6 承認を受けた後に、事業を中止した場合は、速やかに道路室所管グループまで後援名義使用事業中止報告書(様式7)を提出してください。